

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

加賀市総合サービス株式会社

男女ともに全従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

【目標】

令和10年3月までに、従業員全員の総実労働時間を、1時間削減する。

【実施時期・取り組み内容】

- 令和7年5月～ 総実労働時間削減の方針について、経営トップからメッセージを発信する。(毎年1回)
- 令和7年6月～ 施設長研修の実施
各部署における問題点の検討及び改善の実施
定時退社、有給取得への呼びかけを行う
- 令和8年4月～ 所定労働時間の見直しを行う
- 令和9年4月～ 特別休暇制度の見直し策定を行う